# 大正期における西洋女性解放論受容の方法

---エレン・ケイ『恋愛と結婚』を手がかりに---

金 子 幸 子

### I はじめに

明治末から大正初期にかけて平塚らいてうの『青鞜』(1911~16年)が発行され、大正デモクラシーの下、欧米の婦人参政権運動の動向も伝えられるようになると、大正言論界においては婦人問題が盛んに論じられるようになった。1913(大正2)年『太陽』(6月号)と『中央公論』(7月号)は婦人問題特集号を出し、前者ではイギリス婦人参政権運動と青鞜社員の「新しい女」の問題が、後者では「平塚明子論」が取り上げられた。この時期、メアリ・ウルストンクラフト、アウグスト・ベーベル、オリーブ・シュライナー、エレン・ケイ等の西洋女性解放論も次々と紹介され、翻訳も試みられた。そのなかでも特にスウェーデンの思想家エレン・ケイの『恋愛と結婚』は大正期の日本の婦人運動に大きな影響を与えたといわれている。そこでこの小稿では同書を手がかりに、西洋女性解放論が日本でどのように受容されていったかを検討すると共に、近代日本における女性解放の課題のもつ特質をも探っていきたいと考える。大正期ケイの影響を受けつつ重要な女性論を提示した二人の女性、平塚らいてうと山田わかとが主に考察の対象となる。

II エレン・ケイ(Ellen Karolina Sofia Key, 1846~1926)の女性論 スウェーデンはヨーロッパ大陸の先進諸国に一歩遅れて産業革命を迎え、19世紀末から20世紀初頭にかけて農業国から工業国へと脱皮しようとしていた。資本主義経済の発達に伴い、家庭は生産から消費の単位に

移り、都市には劣悪な労働条件で働く工場労働者が現われていた。一方、 婦人参政権の要求を中心とする婦人解放運動も起り、女性の個人的権利 が主張され、社会への進出(上層婦人は社会的活動に、下層婦人は家庭外労 働に)も促された。こうした国民生活の変動の中で、1900年エレン・ケイ は『児童の世紀』(Barnets ärhundrade)を書き、子供の権利と母性の保 護を訴えた。彼女はルソーやスペンサーの教育論を学び、子供の主体性 をいかすことを説いた。「子どもの精神を子ども自身の手のなかに握らせ、 子どもの足で子ども自身の細道を進ませるように(5) 勧め、実物教育を重 んじ、詰込みの画一的教育や体罰を批判した。また、子供(新しい世代) を産み育てる女性の役割に着目し、女子労働者の保護と社会からの養育 手当の受給とを提案した。既婚女性の家庭における地位の向上を求めて ケイは次のように発言している。「婦人の最大の社会的任務と、その最高 の幸福は母性のなかにある。そのことを理解する者なら、その任務を完 全に果し、その幸福を完全に享受するには、男子と全く同等の地位が必 要であることもはっきりと理解できるはずである。それにはまず第一に、 結婚生活のなかで妻と夫は、その人格とその名前とその財産とその仕事 とその子どもを、全く同等に支配しなければいけない。

1903年ケイは『生命線』(Livslinjer)3部作のうち第1部(1911年の第2版で独・英訳による書名を採用し、『恋愛と結婚』Kärleken och äktenskapetと改題)を著わし、その女性論をより鮮明に示した。全部で以下の9章からなる。①性道徳の発達過程、②恋愛の進化、③恋愛の自由、④恋愛の選択、⑤母となる権利、⑥母性からの解放、⑦社会における母性の役割、⑧自由離婚、⑨新結婚法の一提案。その論点は、第1に新性道徳に基づく恋愛・結婚・離婚論(\*恋愛の自由"と \*離婚の自由")、第2に母性の尊重(社会による母性の保護)である。

まず、恋愛・結婚・離婚論についてみると、ケイはダーウィンやスペンサーの進化論の影響を受け、旧来の道徳を排して新性道徳を唱え、進化論的人道主義を掲げた。ケイによれば、キリスト教に基づく旧道徳に

おいては人間の本性は堕落したものとみなされ、人間の本質を精神と肉 体とに分離する二元論的見方が強かった。これに対し、新性道徳は第1 に人間本性を信頼して個人の自由を重んじ、第2に精神と肉体との一元 化をはかるものである。ここからケイは精神と肉体の一致する性愛の大 切さを説く。なぜなら生殖欲を伴う恋愛こそが種族の繁栄を導くものだ からである。こうしてケイは"恋愛の自由"を主張する。しかも、それ は "自由恋愛"とは明確に区別された。"自由恋愛"は主に快楽の自由が 含まれるのに対し、"恋愛の自由" は各自の責任の下にその自由を行使で きるものであり、永遠的共同生活への意志を含んでいた。

"恋愛の自由" からは次のような結婚観が導き出される。理想的な結婚 とは「一人の男性と一人の女性の、完全な自由結合で、二人の相互の愛 情を通じて、お互い自身と種族を幸福にしようと志すものである。」 新 性道徳においては恋愛と結婚とは一致さるべき指導原理であった。それ 故,ケイは恋愛の伴わぬ法的結婚を否定し,むしろ恋愛に基づく共同生 活を肯定する。性愛の伴わぬ形式的結婚生活は破棄すべきとし、"離婚の 自由"を説き及んでいく。気持ちが離れた両親の元で生活することは子 供にとっても心に傷跡を残し好ましくないとケイは考えている。

次に"母性保護"については、まずケイの母性尊重の考えを明らかに しておかなければならない。ケイは言う。「女性の優秀性は、自然から与 えられた母性に由来する」と。彼女は男女の本性の質的差異を認め、男 性は演繹的・分析的であり、女性は直感的・総合的であるとした。女性 独得の領域を創造力、愛情、母性、家庭、家政に求め、家庭における母 親の役割を重視した。子供の養育期には母親は育児に専念すべきであっ た。その間母親が家庭外労働に従事せずにすむよう、"母性保護"(養育 のための社会給与)の必要を唱えたのである。彼女はまた、家事労働に 経済的価値がないことが女性の従属性をうむ原因とし、夫の収入増によ り夫が妻に家政管理費を支払えるよう提案した。こうしてケイは当時の 既婚女性が苦しんでいた二重の負担(生計のための生産活動と生命の再 生産)から彼女たちを解放しようとした。また、人間個人としての活動 意欲との葛藤についてはそれを母としての使命にふり向けるよう勧めて いる。ケイにとって家庭こそは一人一人の子供が愛情をもって育てられ る場であった。それはまた連帯感や同情心を育成する場でもあった。共 同保育については個性を平均化させてしまうとして反対している。

養育期間終了後、女性は"社会の母"として家庭の枠組を越えて活動することが望ましいとされた。それは、児童・青少年を教育する場、老人や病人を看護する場、児童や女性が働く、あるいは裁かれる場、これに関連する法律の場であった。女性に社会問題への理解を求め、弱者への関心を促し、母性のもつ相互扶助と同情への情熱によって、犠牲者を出すような社会組織には反対していくよう呼びかけた。なお、女性の政治参加も女性の特性をいかすという観点から賛成している。

上述から明らかなように、ケイは女性の家庭外労働に対しては消極的な姿勢を示した。女性の職場進出は、第1に労働力の過剰から来る男女間の競争をもたらし、労働条件をより一層不利にすると考えた。第2に女性の健康を害し(不妊症や乳児高死亡率)、第3に子供たちの非行化を招くと指摘した。彼女は働く女性の保護(1日8時間労働制、夜間労働の禁止、健康に有害な特定の工場労働の禁止など)をも訴えている。

こうしたケイの女性論は既述したような進化論的人道主義とよばれる人間観に依拠していた。それは、人間の心理的・肉体的本質は堕落しているものでもなければ完全なものでもないが、完成されることはできるという確信に支えられていた。人間の本性を善とする見方<sup>100</sup>がその人間観の根底にある。人間の生そのものが賛美され、「生の信仰」が唱えられた。「個々の生命は、それ自身目的であり、また個々の人格は決して以前に存在したものではなく、また将来も決して戻ることのできない生命価値として、高く評価される」のである。

の放縦を言うのではなく、他者の権利を妨げぬ限りにおいて追求される べきものとした。しかも、この自己と他者との関係(自己主張対自己犠牲、 個人対種族)は恋愛を通して統一されうるのである。恋愛(肉体と精神と が融合された生殖欲を伴った性愛)こそは生命を生み出し種族に繁栄をも たらすものであり、それ故に恋愛は神聖視され、生と性とは不可分に結 び付けられた。生を生み出す恋愛はさらに高められ信仰(生の信仰)と同 一視されるまでに至るのである。

ケイは「種族」という言葉をよく用いるが、これはしばしば「人類」と も言いかえられており。(国家、という枠組を越えたより広い概念として 使用されている。彼女は第一次大戦が起ると『戦争と平和と将来』(1914 年)を書き、生命を奪う戦争に強く反対し、人類全体のために平和を訴え ている。ここでは戦争をうむ原因として「種族国家主義」が厳しく批判 されている。彼女は自らの目指す未来社会を「第三帝国」と呼んだ。そ れは「めいめいの利益は、一つの天賦のたまものとなり、めいめいの天 賦のたまものは、一つの利益」となる社会であり、それをもたらす救世 主は「永久に百合のような白い額と、深く澄んだ眼差しを持つ若い女性」 から生まれるのである。

エレン・ケイの『恋愛と結婚』(『生命線』第1部)は出版されるとスウ ェーデンでは社会のすべての形式を破壊するものとして保守派から攻撃 を受けたが、国外では独語(1904年)、英語(1911年)など11か国語に翻訳 された。特にドイツでは1905年母性保護同盟の結成に影響を与えている。 次に、日本においてこの書がどのように紹介され受容されていったのか を見ていくことにする。

#### 『恋愛と結婚』 —— 日本における紹介と翻訳 Ш

『恋愛と結婚』は英訳 *Love and Marriage*(tr.byA.G.Chater,P.Putnaur's sons, New York & London, 1911) が出版されると,間もなく日本へも 金子筑水(馬治、1870~1937年)や石坂養平によって紹介されることにな

った。『太陽』で文芸時評を担当していた筑水は同誌1911年9月号に「現 実教(人間改造論)」を寄せ、宗教や人生観や哲学は実人生の中心に立脚 して、それを補益し誘導するものでなければならないと書く。そうした 現実的人生観を持っている例としてケイの名をあげる。ケイの思想の特 徴を、人間の進歩・人類の進化という肯定的信仰を持ち、強くニイチェ 風間に発表したと捉え、併せて彼女の恋愛・結婚観を紹介した。この頃日 本の評論壇ではベルグソンやオイケンの思想が移入され、生命の哲学が 盛んに論じられていた。筑水はベルグソンの『創造的進化』(1913年)を 訳し、「生命の力」(『太陽』1913年6月号)でニイチェの思想を語っている。 大正中期に阿部次郎が「人格主義」を、桑木厳翼が「文化主義」を唱え た頃、筑水もまた「文化主義」(『早稲田文学』1919年8月号)を書いてい る。一方,1912年文芸評論家石坂養平は「自由離婚説」(『帝国文学』12 月号)で『恋愛と結婚』第8章自由離婚の内容を要約した。彼は1913年東 京帝大美学科を出て『帝国文学』で評論活動を行っていくが、同誌では 阿部次郎、安倍能成等も活躍していた。養平は「新理想主義」を掲げ、 「精神を雄大にし、情熱を熾盛にし思想を哲学化し人生の研究に勉め」る ことを主張した。こうして、『恋愛と結婚』は大正期の教養主義をうむよ うな思想的背景の下で移入されたと考えられるのである。

早稲田文学で哲学を講じていた金子筑水の門下からは、ケイの著書を翻訳(英訳本から)しその思想の普及に努めた二人の人物が出ている。一人は文学者本間久雄(1886~1981年)であり、もう一人は教育学者原田実(1890~1975年)である。原田実は『児童の世紀』(1916年)。『婦人運動』(1918年)、『恋愛と結婚』(1920年)を訳出した。『児童の世紀』は大正自由教育運動の中で成城学園、玉川学園の創設に携わった小原国芳に影響を与えている。本間久雄の翻訳には『婦人と道徳』(1913年)、『来るべき時代の為に』(1916年抄訳、1922年全訳)、『戦争、平和及将来』(1922年)がある。彼はまた『エレン・ケイ思想の真髄』(1915年)で恋愛・結婚観、母権観を解説し、『現代之婦人問題』(1919年)でケイの新性道徳、"恋愛の

自由"と"離婚の自由"について述べている。本間はケイの思想から学 ぶべきものとして恋愛と結婚との関係、人生肯定的観念の二点をあげて いる。殊にケイの人生観には感銘を受け、彼が自然主義の宿命観から脱 する契機となった。

平塚らいてうがエレン・ケイに接したのは、上述の金子筑水と石坂養 平の論文による。『青鞜』はその頃女性のための文芸誌からその関心を婦 人問題へと転換させようとしていた。彼女は婦人問題に関する書物を多 く読む中から、とりわけケイの女性論に傾倒する。『恋愛と結婚』を抄訳 (章は①、②の途中、③、⑤)し、『青鞜』に掲載した(注(1)⑥参照)。

山田わかは夫山田嘉吉四の導きでエレン・ケイと出会う。1915~16年『青 鞜』に『児童の世紀』抄訳(英訳本より)を寄せている。らいてうは嘉吉 が自宅でケイの書等を講じているのを知ると、この山田塾\*\*に诵うため 1915年7月山田家の裏隣に引越している。ドイツの母性保護同盟(前述) を日本に初めて紹介したのも嘉吉である。

ケイの女性論を学んだらいてうとわかは、1918~19年近代日本女性史 において代表的な論争となった母性保護論争<sup>68</sup>に参加する。論争は与謝 野晶子から始まった。彼女はシュライナーの女性論から刺戟を受け<sup>™</sup> 男 性に対する女性の寄生生活を批判し、女子も自労自活すべしと職業的自 立を強調した。これに対し、らいてうとわかはケイを受けて母性擁護の 観点から陣を張る(後述)。他方、山川菊栄は社会主義女性論に立ち現行 の経済関係の改変を求めた。次に、らいてうとわかの女性論を検討して いきたい。

# Ⅳ 平塚らいてう(1886~1971年)の女性論

――"恋愛の自由"から"母性の尊重"へ

らいてうの場合、彼女の生の軌跡にそって女性論も強調点を少しずつ 変えていくので、次の三つの時期に分けて述べていきたい。

第1期、青鞜時代。『青鞜』創刊号に「元始、女性は太陽であった」を

唱った時、らいてうにとって男性・女性の区別はなく自我の覚醒が総てであった。やがて、青鞜社員により五色の酒・吉原見学事件が起り世間の非難攻撃が強まっていく。一方でらいてうは画家奥村博史との愛を芽生えさせていた。こうした時に彼女は『恋愛と結婚』に出会うことにより、婦人問題を今後の研究課題とすることを決心し、女性を抑圧する社会の因襲との対決に向かっていく。1913年自ら「新しい女」と宣し、こう書く。「新しい女は男の利己心のために無智にされ、奴隷にされ、肉塊にされた如き女の生活に満足しない。新しい女は男の便宜のために造られた旧き道徳、法律を破壊しようと願っている。」

この考えは家制度下にある従来の女性の生き方に否を言うものであった。「世の婦人たちへ」(1913年)では種族保存、生殖事業のほかに女性のなすべき事業はないのか、と問い、女性の生き方を妻とし母として限定する故に良妻賢母主義に反対した。また、現行の結婚制度は権力服従の関係にあり、妻は生活の保証を得るため昼は下婢、夜は淫売婦として夫に侍すると批判した。ここから"恋愛の自由"を主張し奥村との共同生活を実践する。真の恋愛の自由は「永久の共同生活に対する願望と未来の子供に対する責任感の伴った。ものとし、大杉栄や伊藤野枝の自由恋愛観を厳しく戒めた。なお、彼女は"離婚の自由"も認めているが、それについては殆どふれていない。後に「離婚しえない悩み」(1922年)で女性は夫の放蕩や暴力にあっても、現行の社会・経済制度また因襲の下では離婚しえないのだと指摘している。。

第2期、母性保護論争時代。らいてうは妊娠、出産、授乳、育児という体験を経て、家庭生活、自己の内面生活、経済生活との矛盾・葛藤に悩み、ケイの母性尊重の考えにひかれていく。「母性保護の主張は依頼主義か」(『婦人公論』1918年5月号)で与謝野晶子に反論する。「元来母は生命の源泉であって、婦人は母たることによって個人的存在の域を脱して社会的な、国家的な存在者」となる。だから、子供のために労働の能力を失っている間、国家が女性を保護するのは至当である、という。

らいてうは、夫からの全面的扶養については、婦人から自由独立を奪い、 男子の圧制,我儘を招くものと反対した。

この論争以降、らいてうは社会制度(家制度)、経済制度(資本主義経 済)への批判を強めていく。1919年名古屋の繊維工場を訪れて、「女工国 日本」を書く。資本家の利益のために奴隷の如く酷使される女子労働者 の姿を報告し、工場法の根本的改正、女子労働者の保護及び労働条件の 改善を訴えた。同年「我が現行法上の婦人」では次の3点を論じている。 第1に個人の自由権利を奪う戸主権制度(家制度)に反対し、妻を無能力 者の地位に置く民法及び姦通罪における男女差別を批判した。婦人と子 供の権利を保護し主張する観点から、第2に婦人参政権の要求、第3に 花柳病男子の結婚制限が提案された。彼女は夫の性病がもたらす悲惨な 現実(妻と子の健康破壊,家庭崩壊)を見,個人の幸福と種族(社会)の利 益との一致を願ったのである。

第3期、新婦人協会時代。上記の主に第2.第3点を実行に移すため、 市川房枝、奥むめお等と共に1920年日本初の全国的規模の婦人市民団体、 新婦人協会を結成する。同会機関誌『女性同盟』の創刊号に「社会改造 に対する婦人の使命」を寄せ、戦争をもたらす男性中心社会の改造を訴 えた。それは男子と同一の権利を要求することではなく、「恋愛、結婚、 生殖,育児,教育を通じて人類の改造(社会の根本的改造)を最後の目標 とするところの女性としての母たる権利」を要求することだった。らい てうは女性の天職は母であると認め、男女間の分業を自然に最も近いも のと肯定していた。新婦人協会の具体的運動方針は、一つは女性の政治 参加を阻んでいた治安警察法第5条第1, 第2項の修正要求(1922年第 2項のみ両院诵過)、もう一つは花柳病男子結婚制限法制定の請願であ った。

らいてうはケイから多くを学びながらも、ケイの思想=自分の思想と は認めていない。それはらいてうの人間観がケイの肯定的人間観とは異 なっていたことによる。自ら「ひとたび否定の関心を通過せざるものの恋 愛の価値を疑う」と語る中に明らかである。日本女子大学校在学の頃、自己の内面を探究していた彼女は座禅の道に入り見性を許される。彼女の自我の主張は一旦座禅による無我の境地を経たものであった。「東洋思想は外に対してこそ鋭敏な眼を有って居なかったが、自己に就いては真に驚嘆に価する程の領土を開拓している。と評価している。らいてうは日本の伝統思想の中から継承すべきものとして座禅を見出した。『青鞜』創刊後、世間の非難や自らの恋愛経験の中で、西洋思想の中からエレン・ケイの女性論を選び取ることにより、個から婦人問題へと関心の眼を広げていった。それは女性を隷属の位置におく日本の在来道徳、因襲への反撃となり、"恋愛の自由"の主張となった。彼女は自己の生活体験から日本の社会制度(家制度)への批判を強めると共に、ケイの "母性保護"の主張に賛同していくようになる。そして、母性が尊重される社会の実現を願って社会改造を提唱したのである。

# V 山田わか(1879~1957年)の女性論

### -- "経済的自立"から "母性の尊重"へ

山田わかは実家の困窮を救うため十代後半にアメリカへ渡った。数年後,不本意に陥れられた暗黒界をようやく抜け出て,聖書を通し初めて書を読むことを学ぶ。当時,男性征伐の旗を掲げていた彼女は,善悪を明確にするキリスト教をその拠り所にしたという。山田嘉吉に出会い,結婚。彼により勉学の道に導かれ,ケイの著作にふれ感銘を受ける。キリスト教は恋愛を罪悪視すると感じていたわかはケイの新性道徳の主張にひかれた。しかし,それよりももっと大きな原因となったのは彼女が子育ての経験(妹の子供と友人の子供三人を引き取る)を持ったことだった。それまで経済的自立を不可欠のものとして生きてきた彼女は,ギルマンやシュライナーの女性論<sup>64</sup>に共鳴していた。1913~15年シュライナーの寓話風物語 Dreams(1890年)を訳して『青鞜』に掲載(1920年『若き愛と智の自覚』として日本社より刊行)した。「Y様へ」(『青鞜』第5巻6号,

1915年6月)では「経済上の独立がないために、女が心にもない男の意に 従ふ」と書いている。しかし、子供を育てる中で夫への経済的依存を余 儀なくされ、悩むことになる。その時わかはケイの女性論、とりわけ母 性尊重の考えに接し救われる思いをするのである。

母性保護論争におけるわかの主張をみると、まず「母性保護問題」(『婦 人公論』1918年9月号)でケイに依拠しつつ、「子供の養育は国家的の仕 事」と認め、夫と国家に扶助料を要求するのは婦人の当然の権利とする。 そのために、イギリス、ニュージーランド、アメリカの例を紹介しなが ら、二つの具体的提言をする。第1に最小限度労銀法の制定により、夫 の収入を上げ家族の生活を十分に支え得るようにする。<br/>第2に、夫の労 働不能・死亡に備えて国家の経営による社会保険を設置する。 わかは第 1の提言の方を強調しており、国家の援助よりも夫からの扶助料に期待 している(ケイはまず国家,次に夫。らいてうは国家)。

わかは自分の女性論を次のように要約する。「母性に基礎を置いて,優 秀な国民を造ることが、人間の仕事のうちで、最大重要なることを主張 し、そして、此の仕事は男女の分業によらなければならないものであり ますから、其れに就いての男子の理解と、婦人の自覚を促すものであり ます。」わかは女性の職業的自立には否定的であり、政治的権利の獲得に は消極的であった。彼女は母の愛こそあらゆる善の源であるとし、そこ に男性に対する女性の優越性を見出した。「愛の力によって婦人は男子を 人間の本分に帰らしめ、並びに優秀な次代を造って行かなければならな い。これは家庭という場において達成されるべきであった。

こうして、わかは「家庭中心説」を唱える。家庭の任務を、第1に未 来の国民を創造する人種継続の場、第2に夫の精力を養うためのエネル ギー製造の場、第3に人間性を養成し利他主義を培う場、とした。彼女 は現在の家庭を危機的状況にあると見、その原因を機械産業化に伴う女 性の労働者化、個人主義の発達にあると捉えた。これに対して新しい家 庭、即ち人格ある家庭の形成を説き、家庭内に夫婦・親子の愛、修養の

必要、労働の神聖という気分を充満させるよう促した。結婚は一夫一婦とし、恋愛は必ず結婚を、結婚は必ず家庭の建設を目的とするものとした。"恋愛の自由"に関しては放縦とは異なり。"貞操を重んじるべきことが強調された。わかは「国家の基礎は家庭」とし、社会の単位も個人ではなく家庭に求める。私という一人の人間は父母の結合による。それは家庭であり、家庭即ち小規模の社会である。社会はこの家庭を大きく押し広げたものである。だから、社会は「実は自分と一つのもの」なのだと言う。

では、日本の家制度をどのように見ていたのだろうか。わかは日本の

従来の家庭のあり方を批判する。それは家長が絶対権を持ち、奴隷製造 の苗床であった。日本の家族主義における家名、家風、親孝行を重んじ る風習は消滅するだろうとも語る。また、先祖の位牌が一家を支配して いる旧家族主義に反対して新家族主義を説く。それは次代の進歩向上を はかる子供本位の家庭であった。女性は子供を育てるが故に、家庭にあ っては「女主男従」であるとされた。しかしながら、わかにあっては、 らいてうのような明治民法下の家制度に対する鋭い分析と徹底的な批判 は見られなかった。わかは、今日の家庭制度は何千年もの人間の心的体 的努力の結果だから、軽々しい批判は僣越である、と述べている。良妻 賢母主義を支持し、同時に男性にも良夫賢父となることを勧めている。 次に、わかの人間観を見ていきたい。らいてうは新婦人協会の結成に 際し、わかにも発起人として加わるよう要請した。しかし、わかはその 運動には賛意を表しながらも、自らは婦人雑誌『婦人と新社会』(1920~ 33年)の主筆としてその刊行に専念する。「先づ何は置いても国民が健全 な家庭を建設し得るやうに努力することが第一義の仕事」(同誌、創刊号) であったからである。わかは"社会改造"は"人間性の改造"から始ま ると考えていた。彼女によれば、社会の諸矛盾は現行の社会制度、経済 制度に原因があるというよりも、人間性の不完全さから来ていた。「労働 者が苦しむのも、婦人が泣かされるのも、資本家が横暴を極むるのも、

政府が下手な国策をたてるのも。 そして戦争が起るのさえ、浅薄な人間 性の理解によるとした。彼女は人間の歴史をも「人間の性質の変化の歴 史<sup>™</sup> と解していた。らいてうの持っていた日本の社会制度に対する根本 的な批判を持たず、資本主義経済体制についてはむしろ是認していた。 そこで、彼女の女性論が「優秀な国民を造ること」を主張した時、目指 すべき国民とは世界における経済競争に堪え得るような人物であった。 それは天皇制国家体制の下で帝国主義的海外進出を担う国民の養成にも つながる可能性を持っていたといえよう。

では、人間の個をどのように認識していたのか。既にふれたようにわ かにあっては自己と社会とは同一視されていた。自己と他者との関係も、 人間が高尚になれば自他の区別はなくなるとされ、その区別は不明確で あった。しかも、彼女は「絶対の自我と云ふものはありません」と断言 する。女性の自我も夫や子供の存在を無視して考えるべきではないとし、 西洋の個人主義思想に対しても家庭を破壊させるものと反対した。こう して個は家庭に、社会にと包摂されていった。人間の自由と独立も絶対 的なものではなく、"恋愛の自由"を抑制するものの実体は必ずしも明ら かではなかった(注個参照)。彼女はキリスト教の原罪観をとらず、人間 の母のもつ愛を善とした。わかの求めた"人間性の改造"とは家庭にお いて母性によって利己的な本能が改造されることを意味したのである。

わかは「なまかぢりの西洋の思想を以て、安価な個人主義を打ちたて て、直ちに従来の習慣を根こそぎに」することを批判し、西洋の個人主 義思想を否定する。そして自らの生活体験に基づきシュライナーやギル マンの論を退け、ケイの母性尊重を中心とする女性論を受容する。家族 を基調とする日本社会の伝統を重んじながら、母親の役割を強調するこ とによって家庭内における女性の地位の向上を願った。彼女が"人間性 の改造"を言う時、それは男性の女性に対する態度(不品行)を厳しく問 うことにもなったのである。しかしらいてうに比べ、個の追求、社会へ の関心は稀薄であった故に、わかの女性論は女性の活動を専ら母として

妻として家庭内に限定し固定化する働きをもったといえよう。彼女は、1934年母性保護法制定促進婦人連盟(翌年、母性保護連盟と改称)委員長となり、母子保護法の制定に尽力した(1937年公布、翌年施行)。

## VI ケイ女性論の受容―― \*母性主義\* への傾斜

エレン・ケイの『恋愛と結婚』は大正デモクラシーの時代を迎えよう とする頃、日本へ紹介された。全9章を分けると、①②は性道徳と恋愛 の歴史が、③④は主に"恋愛の自由"が扱われ、⑤⑥⑦は母性に関して、 ⑧ "離婚の自由", そして⑨では新結婚法が語られている。まず, 金子筑 水はケイの人間観、恋愛・結婚観を、そして石坂養平は離婚論を紹介し た。この時、母性尊重思想に基づく母性保護の主張に関しては注目され ていなかった。では、その後ケイの女性論の眼目である"恋愛の自由"、 "離婚の自由", "母性の尊重" はどのように受容されていったのだろうか。 大正期、ケイの著書を翻訳し、概説書を書いた本間久雄の関心はケイ の肯定的人生観、及び恋愛・結婚観にあった。平塚らいてうが初めにケ イにひかれたのも"恋愛の自由"にある。本間もらいてうも"恋愛の自 由"と"自由恋愛"との違いを明確に認識していた。本間は1915年には、 ケイの主張するのは Free Love ではなく Love with Freedom であるとし、 放縦耽溺の本能満足とは異なることを指摘した。1921年厨川白村の『近 代の恋愛観』が書かれベスト・セラーとなった。彼は"恋愛至上(Love is best )主義″を提唱し、その例としてエレン・ケイの『恋愛と結婚』を あげている。「双方ともに自由な個人である男と女との結合,そして此結 合によつて自己を完成し、また更に新しき生命を創造し得る生活は、た だ相互間の恋愛によつてのみ成立し得るのである。恋愛なき結婚は人と しての自己の存在を無意味ならしむるばかりか、民族の発達人類の進化 のためにも大なる障礙を与ふるものである。だから法律とか財産とか家 名とか、そのやうな外的条件を如何に完全に具備した結婚であつても、 そこに両性間の恋愛を欠いてゐるといふことは、最高の道徳から見て三

文の価値なきものだ。」しかし、彼はここでは"恋愛の自由"を規制する ものについて何も語っていない。1929年にらいてうは,近頃の若い人は 恋愛や性欲そのものを罪悪視することや性に対する過剰な羞恥などから 解放されたが、恋愛から離れた性欲だけが目立って表面に出て来た。と 述べている。1923年の関東大震災以降、都市においてはモガ・モボ層が 出現し、殺那的享楽を求める彼らの自由恋愛は社会的非難を浴びてもい た。

"離婚の自由"に関しては、石坂養平の紹介があったにもかかわらず、 その後殆どふれられることがなかった。らいてうも指摘したように戦前 の日本においては離婚にはふみきれぬ理由を女性たちは抱えており、ケ イ女性論のこの部分は受容されがたかったと考えられる。なお、新結婚 法についても戦後の課題(民法改正)として残される。

最後の"母性尊重"は山田わかに大きな影響を与え、らいてうもまた 母としての生活体験を通して受容していった。二人は共に母性保護論争 において、ケイに依拠しつつ母性擁護の観点に立って主張した。この論 争を中心に、母性を重視する二人の活発な言論・社会活動によって、大 正期にケイの女性論は次第に"母性尊重"にその本領があるとみなされ、 〝母性主義〞として日本の社会に定着してきたように思われる。大正末期 から昭和初期にかけて出版された婦人問題に関する代表的な三著を見れ ば明らかとなる。それは、②奥むめお『婦人問題十六講』新潮社、1925 年, ⑥永井享『婦人問題研究』岩波書店, 1925年, ⑥金子しげり『婦人 問題の知識』非凡閣、1934年、である。この三著ではいずれもケイの女 性論は"母性主義"を主張したものとして解説され、しかもシュライナ ーとギルマンの次に、それらと対比した形でケイの女性論が描かれてい る。大正期の日本社会では、工業化、都市化の進行によりサラリーマン 層が現われ,核家族化の現象も起っていた。1920年頃より都市中間層に おいては多産多死から少産少死への移行が生じ、それに伴い母子一体観 が強まり母親の育児責任も強調されてくるようになっていた。 "母性の

尊重"は上述したような時代にあって、"恋愛の自由"、"離婚の自由"に 比べてよりアピールし易く、ケイの女性論は"母性主義"女性論として 名付けられたのである。

『恋愛と結婚』は原田訳が1931年岩波文庫に加えられた。戦後,小野寺信・百合子によりスウェーデン語から訳され、1973年上・下巻に分けて新たに岩波文庫から出された。1985年現在、上巻第5刷,下巻第4刷を重ねている。日本では、今日シュライナーとギルマンの名は殆ど忘れ去られているのとは対照的に、ケイの『恋愛と結婚』は継承すべき女性論として読みつがれてきたのである。

(1985年5月31日)

#### 注

- (1) その初訳は以下の通りである。①大日本文明協会編・刊〔ギルマン夫人者〕「婦人と経済」、1911年(Charlotte Perkins Gilman Women and Economics, 1898)
  ③エレン・ケイ、平塚らいてう抄訳『恋愛と結婚』1913-14年(『背鞜』第3巻1~4号、6~10号、第4巻6~9号、11号)英訳からの重訳(原書 Ellen Key Livslinjer [生命線]第1部、1903) ⑥オリブ・シュライネル女史著、高野重三抄訳「附婦人と労働」1914年(高野重三『婦人問題早わかり』警醒社所収)(Olive Schreiner Woman and Labour, 1911) ②アウグスト・ベーベル、村上正雄訳『社会主義と婦人』三田書房、1919年、英訳からの重訳(原書 August Bebel Die Frau der Sozialismus, 1903) ⑥フリードリッヒ・エンゲルス、堺利彦抄訳「羅馬国家の起源」『社会主義研究』第2巻3号、1920年(Friedrich Engels Der Ursprung der Familie, des Privateigentums und des Staats, 1894) ①ジョン・スチュアート・ミル、野上信幸訳『婦人解放の原理』隆文館、1921年(John Stuart Mill The Subjection of Women, 1869) ただし抄訳は既に深間内基の『男女同権論』1878年がある。
- (2) 国立国会図書館第28回常設展示(1984年4月26日~6月26日)パンフレット「明治・大正期婦人解放思想」5頁。
- (3) 明治期のミル女性論の受容に関しては、拙稿「明治期における西欧女性解放論の受容過程」『社会科学ジャーナル』第23号(1), 1984年を参照。
- (4) 1919年婦人参政権(国会)獲得。地方議会では1862年納税した独身女性,1908年 納税既婚女性,1918年に男女平等投票権が認められた。
- (5) エレン・ケイ, 小野寺信・百合子訳『児童の世紀』 冨山房, 1983(1979)年,145

- -146頁。
- (6) 同上、145-146頁。
- (7) エレン・ケイ,小野寺信・百合子訳『恋愛と結婚 下』岩波文庫,1973年,125 頁。
- (8) 同上、21頁。
- (9) この観点からケイはミルの女性論の中でも特性論の部分を評価する(同上,24頁)。 ミルの特性論に関しては、水田珠枝『ミル「女性の解放」を読む』岩波書店、 1984年、214-228頁を参照。
- (10) 日記 (1870年2月)より。 Th.レングボルン, 小野寺信・百合子訳『エレン・ ケイ教育学の研究』玉川大学出版部,1982年,63頁。
- (11) エレン・ケイ、小野寺訳『恋愛と結婚 上』1973年、53頁。
- (12) 前掲,『恋愛と結婚 下』175頁。
- (13) ケイは社会主義社会では個の独創性が押し漬される可能性があると考え、個性 が救われ得るのは社会民主主義においてであると述べている(エレン・ケイ、 本間久雄訳『来るべき時代の為に』北文館、1916年、287頁、304頁)。前掲、 『恋愛と結婚 下』訳者による解説191頁を参照。
- (14) 例えば、前掲、『恋愛と結婚 上』203頁。『児童の世紀』152頁では「人類全般、 すなわち種族と社会」と書く。
- (15) エレン・ケイ,本間久雄訳「晠争,平和及将来」『エレン・ケイ論文集』玄同社, 1922年, 18頁。
- (16) 前掲,『恋愛と結婚 下』46頁。
- (17) 1905年『恋愛と結婚』は2万部出版、レングボルンはケイの思想はドイツと日 本で関心を持たれたと指摘する(前掲,「エレン・ケイ教育学の研究」180頁,184頁)。 また、新世代の繁栄を重く見る彼女の思想が戦争準備で忙しかったドイツで大 歓迎を受けたともいわれる(島田節子「エレン・ケイの母性主義」―番ヶ瀬康 子編『入門女性解放論』亜紀書房、1975年、116頁)。ドイツ以外の西洋諸国へ の影響に関しては、資料を入手できなかった。今後の探索に期したい。
- (18) ニイチェのケイへの影響については、小野寺信「解題」(前掲、「児童の世紀」) ix頁を参照。
- (19) 「新芸術の第一歩」(1913年)。吉田精一「石坂養平(1)」『国文学 解釈と鑑賞』 第27巻8号、1962年、よりの再引用、193頁。
- (20) 初訳は独訳本から、大村仁太郎抄訳『二十世紀は児童の世界』同文館、1906年。
- (21) 『母のための教育学』1925年(『小原国芳全集』第5巻, 玉川大学出版部, 年)。なお、自らの体験に基づき "離婚の自由"も主張した(「結婚論」1929年、 前掲書、第10巻、246-260頁)。
- (22) 山田嘉吉(1865~1934年) 言語学者, 1885~1906年在米, 哲学, 医学, 社会学 に造詣深く、一時専修大学で教鞭をとった。
- (23) ここで市川房枝、金子しげり、伊藤野枝、吉屋信子等も学ぶ。
- (24) 山田嘉吉「『母性保護同盟』に就いて」『女王』第8号、1916年(香内信子編『資

料 母性保護論争」ドメス出版、1984年——以下「資」と略——247-252頁)。 ドイツでは私生児出生率が高く、ために同盟は経済的に不安定な母子を対象に 国庫補助による母性保険の実施を要求、1905年第一回大会には演者としてエレン・ケイも招いた。

- (25) 母性保護論争については、前掲、「資」を参照。
- (26) 与謝野晶子「労働と婦人」「横浜貿易新報」第6327号、1918年10月20日(前掲, 「資」161頁)。

オリーブ・シュライナー(Olive Schreiner, 1855~1920) 南アフリカ生れの女性思想家。主著 Woman and Labour, Unwin, London, 1911(注(1)⑥を参照。全訳は、神近市子訳「婦人と寄生」三育社、1917年)。女性の寄生的生活を批判して、女性は男性の玩弄物から脱して就業すべしと説いた。

- (27) 1925年、ベーベル、山川菊栄訳「婦人の過去現在未来」世界文献刊行会、を出版。
- (28) 『平塚らいてう著作集』第1巻、大月書店、1983年、257頁。
- (29) 前掲書、第2巻、258頁。
- (30) 離婚しえない理由に以下の4点をあげる。1) 夫に依存を余儀なくさせる現在 の経済制度,2) 良妻賢母主義教育の結果,職業的無能力,3) 明治民法では 子の親権は父に属す,4)「出戻り」という世間の眼。(前掲書,第3巻,255-261頁)。
- (31) 「小感二,三」1914年。前掲,第1卷,319頁。
- (32) 平塚らいてう『円窓より』東雲堂, 1913年。
- (3) 新婦人協会時代以降,1929~38年消費組合活動に参加(この頃のらいてうについては、米田佐代子「母性主義の歴史的意義」女性史総合研究会編『日本女性史』第5巻,東京大学出版会,1982年,参照)。それ以外は社会的運動からは殆ど手を引き、昭和の戦争賛美の言論界にも加わることなく敗戦を迎える。戦後は平和運動、母親運動の推進役となった。「子どもの幸せを願う母親の純粋な心というものは、もともと、民族や宗教また国境、政治の形態・階級の別なく、一つの世界に結ばれ得るもの」と述べている(「統元始、女性は太陽であった」大月書店、1972年、189頁)。
- (34) シャーロット・ギルマン(Charlotte Perkins Gilman, 1860~1935) アメリカの 女性思想家。主著 Women and Economics, Small, Marynard & Company, Boston, 1898. (注(1)@を参照)。女性の職業的自立と家事の社会化を説いた。 シュライナーについては注(20)参照。
- (35) 1915-16年「青鞜」にケイ「児童の世紀」第1部第1章から第2章の途中まで を訳出。
- (36) 山田わか「母の生活をして余裕あらしめよ」「婦人公論」1919年3月(前掲, 「資」229-239頁)。
- (37) 山田わか『女、人、母』森江書店、1919年,67-96頁。
- (38) 山田わか『家庭の社会的意義』近代文明社、1922年、35頁。

- (39) 婦人参政権には尚早論をとる。女性は男性にはない義務を持つのだから、参政 の義務を免除されるのならば意味があるとも言う(山田わか「婦人問題概観」 長田暁玄編『現代社会問題 文化大学十六講』維新社、1923年、580-581頁)。
- (40) 前掲、「女、人、母」5頁。
- (41) 前掲、「家庭の社会的意義」53頁。
- (42) なお、離婚については「不義者に妨けられて、母として、主婦として自分の力 を、家庭にみなぎらす事の出来なくなった場合、子供の為にならぬと見た時に は私は勿論離縁して餓死する迄も子供を腐敗した家庭から連れ出す」と書いて いる(山田わか『恋愛の社会的意義』東洋出版社,1920年,248頁)。
- ⑷ わかは"恋愛の自由"は理智の制裁のもとにあるとも言う。しかしながら,理 智と本能とははっきり区別できるものではないと述べる。(「恋愛の自由と本能」 『青鞜』第5巻10号, 1915年11月。)
- (44) 前掲, 「婦人問題概観」「現代社会問題」578頁。
- (45) 前揭、「女、人、母」295頁。
- (46) 前掲,「家庭の社会的意義」43頁。
- (47) 山田わか「女主男従論」石川六郎編『婦人問題講演集 第二輯』民友社, 1921 年、115-126頁。
- (48) 前掲,「恋愛の社会的意義」19頁。
- (49) 前掲,『家庭の社会的意義』324頁。
- (50) 前掲、「恋愛の社会的意義」216頁。
- (51) 前掲、「女、人、母」256頁、270頁。
- (52) 山田わか「堕落に就いて」『青鞜」第5巻8号、1915年9月、33頁。
- (53) 前掲、『女、人、母』207-208頁。
- 64) 制定の背景には昭和の不況下に多発する母子心中があった。わかは1931年以降 朝日新聞等の身の上相談回答者としても活躍。1932年に、盟邦独伊を訪ねて『戦 火の世界一周記』(主婦之友社)を書き、戦争協力の道に近づいていく。戦後は いわゆる転落婦人の保護施設を開いている。
- 65) 本間久雄「最新思潮講話(4)」「新潮」第23巻4号,1915年10月,38頁。
- (66) 厨川白村「近代の恋愛観」1921年,『近代の恋愛観』苦楽社,1947年,25頁。
- 67) 但し、翌年出した「再び恋愛を説く」では自由恋愛=自由性交とし、恋愛には 節制と制御が必要としている(前掲書, 152-153頁)。
- (58) 前掲,『平塚らいてう著作集』第5巻, 1984年, 159-160頁。
- 59 沢山美果子「近代日本における『母性』の強調とその意味」人間文化研究会 『女性と文化』白馬出版、1979年、166~175頁。
- (60) 近代の女性論を紹介・解説した本を見ると、次の三著にはケイの『恋愛と結婚』 への言及があるのに対し、ギルマンとシュライナーの名はない。〔〕内は取り 上げられている思想家の数を示す。②塩尻公明『女性論』社会思想研究会出版 部,(1952)1962年,[4人]。⑥前掲(注⑴)『入門女性解放論』1975年,[16人]。 ここでもケイの女性論を「母性主義」と題して解説。©『婦人問題辞典』学習

の友社, 1980年, 婦人運動・人名の項目, 〔28人〕。

参考までにアメリカの例をあげる。以下の三著にはすべてギルマンが、また①にはシュライナーも取り上げられている。しかしケイはない。@ Miriam Schneir ed. Feminism: The Essential Historical Writings, Vintage Books, New York, 1972, [32人]。 @ Alice S. Rossi ed. The Feminist Papers, Bantam Books, New York, 1973, [20人]。 ① Dale Spender ed. Feminist Theorists, Pantheon Books, New York, 1983, (22人)。

付記:資料(『婦人と新社会』) 閲覧にあたっては市川房枝記念会図書室のお世話になったことを記して感謝したい。